

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月二十日から適用する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 注 1 ～ 3 (略) 第 1 部 ～ 第 13 部 (略) 第 14 部 追 補 (10) 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (え) エピソード点滴注 1 患者当たり 304,972,042	別表 注 1 ～ 3 (略) 第 1 部 ～ 第 13 部 (略) (新設)